事　務　連　絡
令和元年６月 27 日

各都道府県水道行政担当部（局）　御中

各厚生労働大臣認可 { 水　道　事　業　者 / 水道用水供給事業者 } 担当部（局）　御中

国設置専用水道担当部（局）　御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道法施行規則の一部を改正する省令（案）（暫定版）の概要について

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、昨年 12 月 12 日に公布された水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）の施行に向け、政省令の改正の検討を進め、平成 31 年４月 17 日に水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 31 年政令第 153 号）及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 31 年政令第 154 号）を公布したところです。

現在、省令改正案の準備を進めているところですが、パブリックコメント等の手続きにより省令の公布までに一定の時間を要することから、現時点での暫定版の省令（案）の概要について情報提供いたします。

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、都道府県認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに市区町村への情報提供をお願い申し上げます。

【添付資料】

・「水道法施行規則の一部を改正する省令（案）（暫定版）の概要」